



白い天使

コスモスの花は、日本人に季節の花として「秋桜」と和名を持つほど、愛されている。メキシコ原産の外来種であるが、コスモスとは、「秩序と調和を持つ宇宙～地球」の雄大な意を持ち、その意味は深い。沈みがちな日本に舞い降り、白い天使が励ましの舞を奏でてくれている感じがする。新しき日本を如何に創りあげるか、最大の課題を私たちは背負っていると思う。みんなで語り合い、共に手を携えて、明るい未来に向かって頑張ろう。ささやかな貢献が、大きい役割をはたすことになるのだから！(京都植物園にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 保険料は納期内に納めましょう
- 11月は「ねんきん月間」です
- 短期在留外国人への脱退一時金について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・ 交通事故など第三者行為によるケガで健康保険証を使用する場合の届出について
 - ・ 出産手当金について
- インターネットサービス「ねんきんネット」

職場内で回覧しましょう

保険料は納期内に 納めましょう



社会保険料は医療費や傷病手当金、年金の支払いなど保険給付費の大切な財源です。社会保険制度の趣旨を理解いただき、納期内に納入されますようお願いいたします。

安心で便利な「口座振替」をご利用ください

毎月の保険料を、指定の金融機関の預金口座から口座振替で納めていただきますと、金融機関などの窓口に行く手間が省けるうえ、納付忘れもなく大変便利です。

口座振替の手続きについて

健康保険料および厚生年金保険料の口座振替をご利用いただく場合は、年金事務所等（※）に備え付けている「保険料口座振替納付申出書」と「保険料口座振替依頼書」（複写になっています）に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、金融機関の確認印を受けて管轄の年金事務所にご提出ください。

（※）「保険料口座振替納付申出書」等を金融機関から入手される場合は、備え付けていない場合がありますので、事前に金融機関にご確認ください。



11月は「ねんきん月間」です



日本年金機構は厚生労働省と協力して、国民の皆様にも公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくよう、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

あなたの年金権を守る生涯のパートナー 基礎年金番号は大切に

基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入したとき、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど公的年金に初めて加入したときに番号が決められ、年金手帳が交付されます。

その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わることのない大切な「1人1番号」となります。

年金に関する問い合わせや届出、年金請求の際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

くわしくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

厚生年金保険

短期在留外国人への
脱退一時金について

外国人の従業員が帰国することになったとき、厚生年金に加入していた期間が6カ月以上であり、出国後2年以内に請求すれば、「脱退一時金」が支給されます。



支給を受ける条件

脱退一時金が支給される条件は、①厚生年金保険の被保険者期間が6カ月以上あり、②日本国籍をもたず、③国民年金の被保険者でなく、④老齢給付の資格期間を満たしていないことです。ただし、次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1)日本国内に住所があるとき
- (2)障害手当金・障害厚生年金等の受給権を有したことがあるとき
- (3)最後に被保険者の資格を喪失（＝出国）してから2年を経過しているとき
- (4)諸外国との年金通算協定の締結により外国の法令の適用が受けられるとき

支給金額

脱退一時金の額は、各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を被保険者期間の月数で除して得た額（＝平均標準報酬額）に被保険者であった期間に応じて次の表の率をかけた額です。

被保険者期間	乗 率
6カ月以上12カ月未満	保険料率 $\times \frac{1}{2} \times 6$
12カ月以上18カ月未満	保険料率 $\times \frac{1}{2} \times 12$
18カ月以上24カ月未満	保険料率 $\times \frac{1}{2} \times 18$
24カ月以上30カ月未満	保険料率 $\times \frac{1}{2} \times 24$
30カ月以上36カ月未満	保険料率 $\times \frac{1}{2} \times 30$
36カ月以上	保険料率 $\times \frac{1}{2} \times 36$

※保険料率とは、最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月（最終月）の属する年の前年の10月（最終月が1月～8月の場合には前々年の10月）の厚生年金保険の保険料率をいいます。

手続きの方法

「脱退一時金請求書」に次の書類を添付してください。

- ①パスポート（旅券）の写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）
- ②「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」および「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください）。

くわしくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

交通事故など第三者行為によるケガで健康保険証を使用する場合の届出について

私用中に発生した交通事故、暴力行為、他人のペットにかまれたなど、第三者（他人）の行為によってケガや病気をしたときに、健康保険証を使用して治療を受ける場合は必ず「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

どうして届出が必要なのですか？

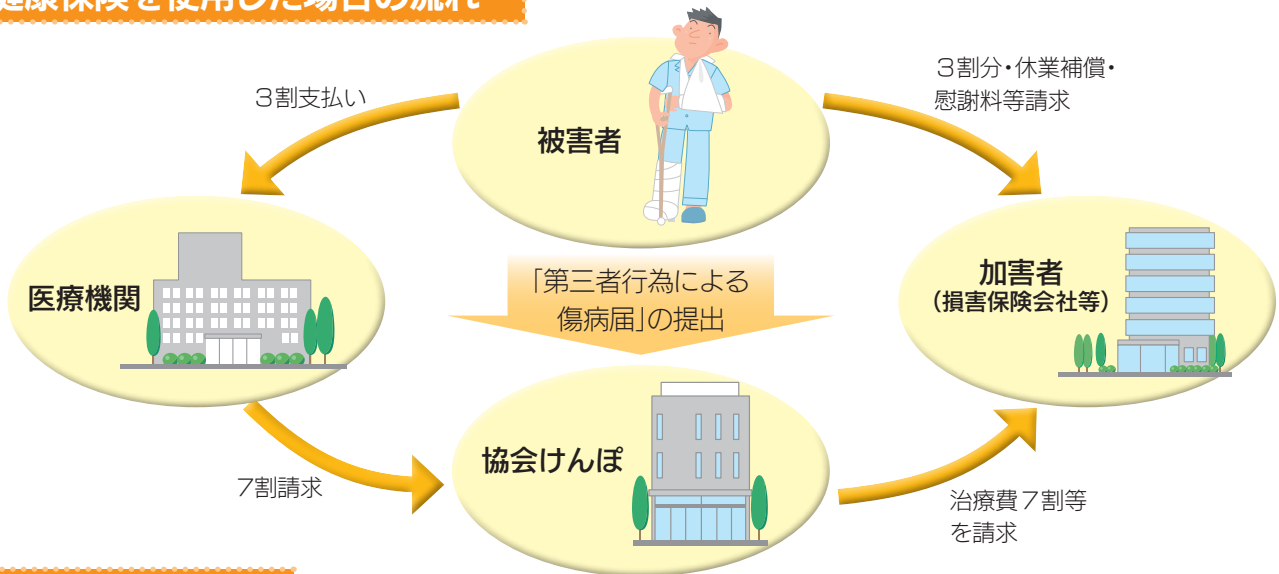
本来、交通事故など第三者の行為によってケガ等が生じた場合、加害者側が治療費等を支払います。しかし、事故の状況や加害者側の事情によっては、健康保険で治療を受けなければならないことがあります。その場合は、加害者側が支払うべきものを協会けんぽが立て替えて支払うこととなるため、のちに加害者側に治療費等を請求することとなります。その請求に必要な事項を確認する書類が「第三者行為による傷病届」となりますので、必ず提出されるようお願いいたします。

届出用紙はご連絡をいただきましたら、協会けんぽ大阪支部よりお送りいたします（ホームページからダウンロードすることもできます）。

仕事中、通勤途上のケガは？

仕事中や通勤のための往・復路での事故等でのケガや病気は、労災保険が適用されるため、原則健康保険での受診はできません。詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。

健康保険を使用した場合の流れ



示談は慎重に！

医療機関で治療を受ける前に「自分のケガは自分の健康保険で」などという示談をされると、損害賠償請求権を放棄したこととなり、健康保険による治療が受けられず、全額自己負担となるケースがありますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽからのお知らせ

出産手当金について

被保険者が出産のために会社を休み、事業主から報酬を受けられない場合に出産手当金が支給されます。

支給要件

- ①妊娠4カ月（85日）以降の出産※のため会社を休んでいること

※早産・死産・流産・人工中絶を問いません

- ②給与が支払われないこと

（一部支払いがある場合は、出産手当金支給額と調整されます）



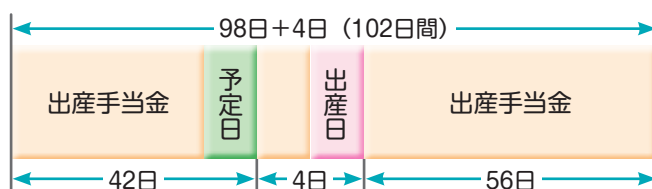
請求できる期間

- ◆**支給期間** …出産日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日間）から、出産後56日までの範囲内で会社を休んだ期間

【出産が予定日より遅れた場合】

予定日より遅れて出産した場合は、実際に出産した日までの期間も支給されます。

たとえば、出産予定日よりも出産日が4日遅れた場合は、その遅れた4日分も支給されます。



支給金額

- ◆**支給額** …休業1日につき、**標準報酬日額の3分の2に相当する額**

例 ・標準報酬月額18万円、出産日6月5日（出産予定日6月1日）、給与の支給なしの場合

①支給日額…標準報酬月額18万円÷30日×2/3=**4,000円**（10円未満四捨五入）

②支給日数…**102日間**（予定日より4日遅れて出産したため）

支給額 ①支給日額**4,000円** × ②支給日数**102日間** = **408,000円**

手続き方法

- ◆**健康保険出産手当金支給申請書** を協会けんぽに提出
→申請書内に事業主の証明と医師または助産師の意見書が必要
- ◆**添付書類** …申請期間とその前1カ月分の出勤簿またはタイムカードの写し、および賃金台帳の写し

資格喪失後の継続給付

退職等により被保険者でなくなった場合、以下の要件を満たすと、被保険者期間より引き続いて出産手当金を受給することができます。

- ①資格喪失する日の前日までに継続して1年以上被保険者期間がある（任意継続被保険者期間は除く）。
②退職日に出勤していない。
③出産日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日から出産日後56日の期間中に退職している。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

インターネットサービス 『ねんきんネット』

ぜひご利用
ください!!



『ねんきんネット』ってなに?



「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

国民年金や厚生年金保険などの加入状況が一覧で確認でき、年金に加入されていない期間や標準報酬月額の変動などの記録がわかりやすく表示されています。

※旧法による年金受給者および共済年金加入中の方は、ご利用いただけませんのでご了承ください。

どんなことができるの?



●いつでも、最新の年金記録が確認できます!

24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録をご確認いただけます。

今後、「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

●記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

●「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります!

画面の指示にしたがって、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

●将来の年金額が試算できます! (平成23年10月末予定)

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は?」といった、知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を、平成23年10月末以降どんどん追加していく予定です。

インターネットが使えない人はどうするの?



インターネットのご利用の難しい方は、年金事務所の窓口でも年金記録をご確認いただけます。
(ご本人であることが確認できる証明等を窓口で提示していただく必要があります)

登録はこちら!!



「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

(<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>)
をご覧ください。

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

0570-058-555へ

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」へ

【受付時間】 月～金曜日：午前9:00～午後8:00まで
第2土曜日：午前9:00～午後5:00まで

「ねんきんネット」表示画面のイメージ



「ねんきんネット」 申込み手順

1. 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL:<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。

2. 「ねんきんネット」 サービス ご利用登録

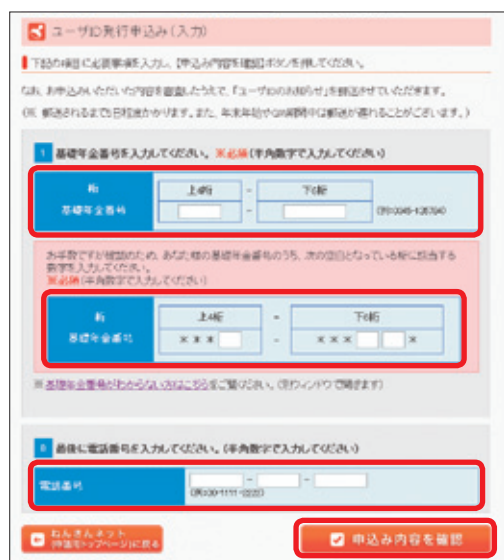


左記画面(ねんきんネット サービスページ)が表示されますので「ご利用登録(アクセスキーをお持ちでない方)」ボタンをクリックします。

「アクセスキー (※)」をお持ちの方は、「ご利用登録 (アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

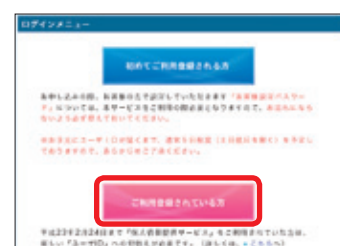
※「アクセスキー」は、平成23年4月以降に被保険者に発行されている平成23年度の「ねんきん定期便」や、平成23年3月以降に受給者に送付されている「ねんきんネットのお知らせ」に記載されている17桁の番号です。

3. ユーザ ID 発行申込みの情報入力



左記画面が表示されますので、必要な情報(基礎年金番号、氏名、ご住所等)を入力し画面下の「申込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示にしたがい進めていくことで「ユーザ ID 発行申込み (完了)」画面が表示されます。申込みから約5日程度で、「ユーザ ID」が郵送されます。



「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザ ID」および申込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

※入力していただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、ID が発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

画面イメージは今後変更される場合があります

お問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

0570-058-555

(IP電話・PHSの場合) **03-6700-1144**

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第2土曜日より午前9時00分～午後5時00分
(祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。※IP電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金がかかります。※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。